

事務連絡  
平成 29 年 12 月 25 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災管理課労災保険財政数理室長

平成 30 年度から適用される労災保険率および労務費率の周知について（協力依頼）

貴会におかれましては、労働基準行政、とりわけ労災保険の運営につきまして、常日頃より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険率および労務費率は、原則として 3 年ごとに改定を行っておりますが、平成 30 年度から適用される労災保険率等を定める省令案について、平成 29 年 12 月 21 日に、労働政策審議会より厚生労働大臣あてに「妥当」との答申がありました。改定内容については別添をご覧下さい。今後、平成 30 年 4 月 1 日の施行に向け、速やかに省令改正等の作業を行う予定としております。

なお、今般の改定により、貴会の会員に関する別紙の業種について、労災保険率を引き下げないし据え置く予定としているところです。また、労務費率についても、引き下げないし据え置く予定としているところです。

つきましては、貴会におかれましても、会員の方々への周知方、よろしくお取り計らい願います。

（参考）

労災保険率の改定等の省令改正案については、以下に掲載されています。

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2017 年 12 月 > 労災保険料算出に用いる労災保険率の改定等を行います（労災保険率等改定に係る資料は「資料 3」）

（URL）<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000188909.html>